

災害時等協力事業所を

募集しています!!

制度の趣旨

災害発生時の対応については事業所等の保有する資源や能力が重要な役割を担うことから、官民一体となった災害対応能力の強化を図るとともに迅速な被災者救援活動を展開することを目的とする。

対象となる事業所等

宇佐市内に店舗、工場、営業所又は事務所を有する個人及び法人
宇佐市内に活動拠点を置く団体（NPO法人含む。）

登録の方法

「宇佐市災害時等協力事業所登録制度実施要綱」をご覧のうえ、総務課備え付けの「宇佐市災害時等協力事業所登録申出書」に必要事項を記入して下記に提出してください。

- ※ 要綱、登録申出書は、市ホームページからもダウンロードできます。
- ※ 登録の受付は、随時行っています。

登録する内容

登録内容は、人材や物品の協力、避難施設の提供、資機材等の支援など、事業所等がボランティアとして協力出来る内容を登録していただきます。

1. 人材協力
2. 物品協力
3. 避難所、施設等の提供
4. 資機材等の支援
5. その他防災上必要な協力及び支援

災害時における活動

災害時等に、市・消防団・自治区等から要請を行いますが、可能な範囲で自発的な救援活動を期待しています。

災害発生後の一時的な応急対策活動として、登録事業所本来の業務に支障とならない期間とします。

具体的には、救命・救助活動、食料品・生活用品・医薬品等の供給、建設重機等・技術力などの提供、避難場所や仮設住宅用地の貸与などです。

協力時の災害補償

大分県消防補償等組合公務災害補償条例に基づき補償します。

登録事業所は従業員が応急対策活動に起因して負傷したときは、早急に報告してください

経費の負担

登録事業所の自主的なボランティア精神に基づくものであり、出来る範囲内で被災者や被災地域の支援活動に協力していただくものであることから、当該登録事業所の負担といたします。

登録事業所としてのアピール

登録事業所は、自らが「宇佐市災害時等協力事業所」であることを店頭に表示できるほか、自社のパンフレットやホームページ、名刺などに表示することが出来ます。

市民等への登録事業所名の公表

登録事業所について、市のホームページに登録内容を公表します。

(公表を希望しない登録事業所については公表しません。)

消防団、自治区、自主防災組織等に登録内容等の情報を提供します。

お問い合わせ・提出先

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市総務部総務課防災交通係

TEL : 0978-32-1111(内線308) FAX : 0978-32-2331

E-mail : bousai04@city.usa.oita.jp

URL : <http://www.city.usa.oita.jp>